

調達改善計画の実施状況（令和2年度）について

- 財・サービスの調達を費用対効果において優れたものとするため、令和2年3月、調達改善計画を策定。計画策定、実施、自己評価及び次計画への反映によるPDCAサイクルにより改善を推進。

(1) 重点的な取組

計画の内容

○調達業務の合理化(共同調達・一括調達の推進)

→ 本省及び全地方支分部局等(59部局)において、共同調達又は一括調達を推進。

○MPS(マネージド・プリント・サービス※)の実施

→ 費用対効果が認められる部局において、MPSを導入。

※コピー機等の出力機器の最適配置調査と出力サービスの提供を組み合わせた役務契約。

取組の状況及び効果

○調達業務の合理化(共同調達・一括調達の推進)

→ 本省及び全地方支分部局等において、共同調達又は一括調達を実施。

共同調達：国土地理院等にて新たに配送の共同調達を導入し、その他の部局においても、品目(施設・設備の維持管理・保守等)の拡大を行い、本省及び地方支分部局等(43部局)にて実施した。

一括調達：大阪管区気象台にて新たにトナーの一括調達を導入し、その他の部局においても、品目(書籍の購入、施設・設備の維持管理・保守等)の拡大を行い、本省及び地方支分部局等(56部局)にて実施した。

○MPSの実施

→ 令和2年度末現在、導入済部局は16部局。

→ 導入済部局における導入前後の比較で、約12.5億円のコスト縮減。

計画の 内容

○工事における総合評価の改善

→ 外部有識者を交えた懇談会等の場において、総合評価落札方式の実施状況等を踏まえて議論を行い、公共工事の品質確保及び担い手の中長期的な育成・確保のため、公正性・透明性の確保に留意しつつ、総合評価落札方式の改善に努める。

○工事における受発注者の事務負担軽減

→ 技術資料作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続の軽減のため、競争に参加する者の数が多数であると見込まれる場合等において、段階的選抜方式、簡易確認型を活用するなど、入札契約事務の更なる改善及び効率化を推進する。



取組の 状況 及び 効果

○工事における総合評価の改善

→ 外部有識者を交えた懇談会等の場において、総合評価落札方式の実施状況等を踏まえて議論を実施。コロナ禍においても総合評価落札方式が適切に運用されるよう、令和2年5月7日付で事務連絡を発出し、総合評価落札方式の運用について効率化を実施。

○工事における受発注者の事務負担軽減

→ 一般土木工事A等級、建築工事A等級工事において、原則、段階的選抜方式を適用し、全ての地方整備局等において発注を実施。あわせて、簡易確認型の対象工事の拡大を図り、全ての地方整備局等で試行工事を実施し、入札契約事務の更なる改善及び効率化を推進。
また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、受発注者の事務について柔軟な対応が可能となるよう、令和2年5月7日付で事務連絡を発出。

(2) 共通的な取組

計画の内容

○調達改善に向けた審査・管理の充実(一者応札の改善に向けた取組)

→ 事前・事後検証の徹底等

- ・参入要件等の見直し等、発注者による契約手続に入る前の事前検証を徹底。
- ・特殊な物品の調達において参入可能者の把握に努めるなど、調達内容に応じた取組の強化に努める。
- ・特に複数年一者応札が続いている案件については、要因分析及び改善に努める。

→ 結果として一者応札となった案件のうち契約金額が高額なもの(3億円以上の工事・建設コンサル、1億円以上の物品・役務)については、原因分析結果をとりまとめ、ホームページに公表。

→ 各部局に設置された外部有識者からなる公正入札調査会議等において、競争入札及び企画競争を行った契約のうち、結果的に一者応札又は応募となったものを中心に、個別案件の審査を徹底するとともに、再度同委員会等に報告するよう努める。

→ 上記の取組の結果、改善が図られた案件について、事例を取りまとめ、共有を図る。

取組の状況及び効果

○調達改善に向けた審査・管理の充実(一者応札の改善に向けた取組)

→ 141件において、準備期間の確保や仕様の見直し等の改善により、約0.27億円のコスト削減効果が見られた。

→ 事前・事後検証結果のみならず一者応札改善に向け柔軟な取組を行ったことや、同じ取組をし続けた結果、改善につながった案件があった。

→ 結果として一者応札となった案件のうち契約金額が高額なもの188件(3億円以上の工事・建設コンサル、1億円以上の物品・役務)について、省内各発注部局において一者応札となった原因分析結果をとりまとめ、ホームページに公表。

計画の
内容

○地方支分部局等における取組の推進

→ 各地方支分部局等においても、本計画に基づき本省内部部局と同様に調達改善の取組を実施。

○電力調達、ガス調達の改善

→ 電力調達：一般競争入札が可能な案件について確実に一般競争入札を実施。随意契約案件の一般競争入札化を引き続き検討。

ガス調達：平成29年4月からのガス小売全面自由化を踏まえた随意契約案件の一般競争入札化を検討。

取組の
状況
及び
効果

○地方支分部局等における取組の推進

→ 本省内部部局と同様に、調達改善の取組を実施。

○電力調達、ガス調達の改善

→ 電力調達：一般競争入札案件数 439件。(うち令和2年度、一般競争移行件数 10件。)

ガス調達：一般競争入札案件数 9件。

*そもそも所在地域を対象とするガス供給業者が他にいない場合もあり、引き続き、市場の新規参入状況を踏まえた一般競争入札への移行について検討。

(3) その他の取組

計画の内容

○随意契約の見直し

→ 引き続き、競争性のない随意契約を締結しようとする全案件について競争性のある契約への移行可否を改めて検討し、結果をHPに公表。

○コピー経費等の削減

→ 留め置きプリント、ペーパーレス会議の活用等によりコピー経費等の節減に努める。

○少額な契約への対応

→ オープンカウンター方式の活用により競争参加機会を拡大。

○その他の取組

・調達情報の発信強化 ・内部監査の実施 等

取組の状況及び効果

○随意契約の見直し

→ 競争性のない随意契約は、前年度に比べて、165件の減少、約986億円の増加。

○コピー経費等の削減

→ 留め置きプリントの設置などの取組により約1,147万枚分、ペーパーレス会議の活用などの取組により約928万枚分のコピー経費節減が図られた。

○少額な契約への対応

→ オープンカウンター方式にて、6,914件、約21.8億円の契約。(うち、新規分:406件、約1.8億円)

○その他の取組

・メールマガジンを活用した調達情報の発信(令和2年度年間新規登録者数:748名)
・新型コロナウィルス感染症拡大の影響を踏まえ各官署に対し書面により内部監査を実施 等

重点的な取組、共通的な取組

令和2年度の調達改善計画							令和2年度年度末自己評価結果(対象期間:令和2年4月1日～令和3年3月31日)										
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、量的的に記載) 目標達成予定期	難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進歩度	取組の効果(どのようにして、どうなったか)		実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント		
												定量的	定性的				
O	O	調達業務の合理化(共同調達・一括調達の推進) ※地方支分部局等の取組とともに掲載	・本省及び全地方支分部局等において共同調達及び一括調達を推進する。 ・部局単位の取組に加え、地方支分部局等や本省と地方支分部局等との間で一括して発注した方が合理的な業務についても、一括調達を実施するなど、状況に応じて拡大に向けた検討を行う。	本省及び地方支分部局等で順次取組を進めており、取組拡大の余地が大きいと考えられるため。	B	-	・共同調達及び一括調達について、調達機関の拡大や新たな品目追加を行い、取組を推進する。	2年度中(随時)	B	-	〇本省会計課から各部局に対し、調達改善の推進に関する事務連絡を令和2年3月27日付けで発出し、以下の取組内容の周知徹底を図り、取組を実施した。 ・本省及び地方支分部局等において、本年度共同調達・一括調達を行う予定の品目については、確実に実施すること。 ・未実施品目においては、調達コスト等の分析を行い、その検討結果を踏まえ必要な対応を行うこととし、次年度以降調達品目等の拡大に向けた取組を行うこと。 〇本省及び全ての地方支分部局等(59部局)において共同調達又は一括調達を実施した。	A	・共同調達については、国土地理院等にて新たに配達の共同調達を導入し、その他の部局においても、品目・施設・設備の維持管理・保守等)の拡大を行い、本省及び地方支分部局等(43部局)にて実施した。 ・一括調達については、大阪管区気象台にて新たにトナーの一括調達を導入し、その他の部局においても、品目(書籍の購入、施設・設備の維持管理・保守等)の拡大を行い、本省及び地方支分部局等(56部局)にて実施した。	-	2年度中(随時)	・まとめて調達することで事務負担の軽減が図られた。また、調達数量が異なるため単純比較はできないものの、コストが削減されたものもあったが、年度によって予定数量や物価指數が異なるため単純比較が難しく、コスト削減効果の検証は容易ではない。	・引き続き、取組を実施するとともに、状況に応じて共同調達又は一括調達の拡大に向けた検討を行う。
O		MPS(マネージド・プリント・サービス)の実施 ※地方支分部局等の取組とともに掲載	・費用対効果が認められる部局において、プリンター、コピー機、FAX等の出力機器の集約化等を行MPSを導入する。 ・部局において、インターネット等を活用した職員への意識啓発を行う。 ・未導入部局において、MPS以外の手法による部局独自の取組も含め検証を行ふ。	国土交通省独自の取組であり、コスト削減効果が大きく、また、導入済部局においては随時更なる効率化を図っているため。	A	-	・MPS導入部局を令和元年度までに導入した16部局から増加させる。 ・未導入部局において、MPSの使用状況が職員に見えるよう周知を行い、印刷経費削減の意識啓発を行うこと。 〇全ての導入済部局において、画面印刷、集約印刷の使用状況について、インターネットに掲載する等により、職員への意識啓発を行った。	2年度中(随時)	A	-	〇本省会計課から各部局に対し、調達改善の推進に関する事務連絡を令和2年3月27日付けで発出し、以下の取組内容の周知徹底を図り、取組を実施した。 ・令和元年度までに既に導入した部局においては、導入前後におけるコスト削減及び事務手続の軽減等の効果を検証するとともに、MPSの機能を活用し、職員向いインターネットに、両面、Nタイプ車及びカラー比率等を掲載するなど、印刷等の使用状況が職員に見えるよう周知を行い、印刷経費削減の意識啓発を行うこと。 〇全ての導入済部局において、画面印刷、集約印刷等の使用状況について、インターネットに掲載する等により、職員への意識啓発を行った。	B	・MPS導入部局は、令和2年度末時点において、16部局において導入済みとなる。 ・導入済部局において、導入前後におけるコスト削減及び事務手続の軽減等の効果について検証を行い、導入済部局における導入前後(1期目)の比較で、約12.5億円(58.4%)のコスト削減を図った。また、2期目以降の導入済部局における前期との比較でも、約1.6億円(15.3%)のコスト削減が図られている。	-	2年度中(随時)	・未導入部局において、コスト削減等の効果が得られない見込みの部局も見受けられるところから、最適配置化、留め置きプリントの活用及び一括調達の利用など、MPS以外の手法による部局独自の取組も含め検証を行ふことが必要。	・引き続き、取組を実施し、コスト削減効果の分析を進める。
O		工事における総合評価の改善	・外部有識者を交えた懇談会等の場において、総合評価落札方式の実施状況等を踏まえて議論を行い、公共工事の品質確保及び担い手の中長期的な育成・確保のため、公正性・透明性の確保に留意しつつ、総合評価落札方式の改善に努める。	国土交通省においては工事の調達金額の割合が高く、取組の効果が大きいと考えられるため。	A	-	・適正な評価を実施するなど、総合評価の改善方法を検討する。	2年度中(随時)	A	-	・外部有識者等を交えた懇談会等の場において、総合評価落札方式の実施状況等を踏まえて議論を実施予定。 ・コロナ禍においても総合評価が適切に運用されるよう、令和2年5月7日付で事務連絡を発出し、総合評価の運用について効率化を実施。	B	-	・発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会の開催に向け、外部有識者等と議論を実施。 ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、入札・契約手続委員会、総合評価委員会等の開催について、テレビ会議による遠隔開催等を行い、委員の日程調整が容易になる等、事務的な効率化を図った。	2年度中(随時)	・外部有識者等の指摘事項も踏まえ、今後も継続的に総合評価方式のあり方について、議論をしていくことが必要であると再認識。 ・技術提案審査の効率的な実施について、効果や影響の検証を行う必要がある。	引き続き、懇談会を実施し、総合評価方式のあり方について議論を進める。
O		工事における受発注者の事務負担軽減	・技術資料作成・審査に係る競争参加者、発注者双方の事務手続の軽減のため、競争に参加する者の数が多数であると見込まれる場合等において、段階的選抜方式、簡易確認型を活用するなど、入札契約事務の更なる改善及び効率化を推進する。	国土交通省においては工事の調達金額の割合が高く、取組の効果が大きいと考えられるため。	A	-	・段階的選抜方式、簡易確認型の実施等により、受発注者の事務負担軽減を図る。	2年度中(随時)	A	-	・一般土木工事A等級、建築工事A等級工事においては、原則、段階的選抜方式を適用。 ・簡易確認型の実行工事の実施。 ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、受発注者の事務について柔軟な対応となるよう、令和2年5月7日付で事務連絡を発出し。	A	-	・段階選抜方式については、全ての地方整備局等において発注を実施し、簡易確認型についても、引き続き試行工事を実施することで、入札契約事務の更なる改善及び効率化を推進している。 ・簡易確認型の実行工事の実施。 ・技術提案書等の作成に当たり、国面等の閲覧を認める場合、官署への出張が不要となるようインターネット等活用する等、柔軟な対応を実施。	2年度中(随時)	・段階選抜、簡易確認型については、全ての地方整備局で試行開始。対象工事の拡大の検討が必要。	段階選抜方式、簡易確認型とともに、今後も実施状況を踏まながら、推進及び改善をしていく。
O		調達改善に向けた審査・管理の充実(一者応札の改善に向けた取組)	・参考要件等の見直し、準備期間の確保、仕様書の記載内容の明確化、発注予定情報の公表等、発注者による契約手続に入る前の事前検証を徹底する。 ・調達内容に応じて、それぞれ、以下の取組の強化に努める。 *物品等の調達：特殊な車両や重油の購入など、その特殊性から取扱業者が少ない物品等の調達については、参入可能な把握に努めるとともに、取扱業者が他にない場合など競争環境の改善が見込めない案件については、適正な契約方式への移行を検討する。 *システム開発：専門的な業務内容に関するシステムの運用・保守については、既設システムの環境・構成を可能な限り公開し、より詳細な業務内容を示すことで広い入札参加を促す。 *施設・設備等の維持管理：業者が作業員の確保などの履行体制を十分整えられるよう準備期間の確保や、地域外からの新規参入促進を図るために仕様書の明確化及び参考資料の情報提供を行う。 *調査等の役務：ホームページ等に事前の発注の見通しを公表することや、過年度の調査報告書を公開することなど、調達情報の周知を徹底し、参入可能の業者の幅を広げる。 ・結果として一者応札となった案件のうち契約金額が高額なものについては、省内各発注部局において一者応札となった原因分析結果をまとめ、ホームページに公表する。 ・特に複数年一者応札が続いている案件については、業者へのヒアリング、アンケート等を活用し、要因分析及び改善に努める。 ・上記の取組の結果、改善が図られた案件について、事例を取りまとめ、ノウハウ等の共有を図る。 ・各部局に設置された外部有識者からなる公正入札調査会議等において、競争入札及び企画競争を行った契約のうち、結果的に一者応札又は応募となつたものを中心、個別案件の審査を徹底するとともに、再度同委員会等に報告するよう努める。	A	-	・事前・事後検証の徹底、改善事例の共有等を行い、発注者側の取組により改善が見込めるものの競争性の向上を目指す。	2年度中(随時)	A	-	〇本省会計課から各部局に対し、調達改善の推進に関する事務連絡を令和2年3月27日付けで発出し、以下の取組内容の周知徹底を図り、取組を実施した。 ・全ての競争契約について、契約手続前に一者応札改善に向けたべき措置が十分に取られているか事前検証を行い、必要な一者応札改善措置に取り組むこと。 ・結果的に一者応札となった案件については、従来から行っている公正入札調査会議や入札監視委員会での個別案件の審査を徹底し、再度、委員会等に報告するよう努めるとともに、一者応札となった原因についての分析を行うこと。 ・一者応札が複数年度続いている調達については、事前に一者応札の改善に向けた検証と改善策の実施を徹底するとともに、事後においては参加可能者へのヒアリング、アンケート等を活用した要因分析・改善に努めること。 ・計画に示した各カテゴリに当たる調達を行った場合は、これを参照の上、必要な改善策を講じること。 ・改善策を講じているにも関わらず改善が見込めない場合は、入札監視委員会等の外部有識者からなる第三者機関の審議を受けるなど、公正性・透明性を確保した上で、適正な契約方式へ移行することについても検討すること。 ○結果として一者応札となった案件のうち契約金額が高額なもの155件(3億円以上の工事・建設コンサル、1億円以上の物品・役務)について、省内各発注部局において一者応札となった原因分析結果をまとめ、ホームページに公表。	B	-	・単純比較は出来ないものの、141件において、準備期間の確保や仕様の見直し等の改善により、約0.27億円(0.7%)のコスト削減効果が見られた。 ・業者側の準備不足により一者応札となつたと思われる案件については、更なる準備期間の確保を行なう、事前・事後検証を中心に取組を行い、あわせて競争参加資格の拡大を行なうなど、事前・事後検証結果の見直さず、一者応札改善に向けた検証を行なった結果、改善につながった案件があった。 ・前回同じ取組として続いた結果、改善につながった案件があった。 ・入札監視委員会の審議を受け、「参加者の有無を確認する公募手続」に移行した案件があった。	2年度中(随時)	・单年度では効果が現れなかった取組であっても、根気よく取り組み続けることにより効果が現れるものもあると考えられるところから、取組を続けることが必要である。 ・市場の状況により変化することもあるため、取組の効果検証は容易ではない。	・引き続き取組を実施し、改善事例の共有に努める。	
O		地方支分部局等における取組の推進	・各地方支分部局等においても、本計画に基づき、本省内部部局と同様に、調達改善の取組を実施とともに、課題の把握を行う。 ・一者応札の改善事例など、調達改善全般に関するノウハウ等について、本省・地方支分部局等との間で内容の共有を図る。 ・共同調達・一括調達を推進する。(再掲) ・MPSを実施する。(再掲) ・電力調達、ガス調達の改善を図る。(下欄参照)	A	-	・地方支分部局等も含めて省全体で調達改善の取組を進める。	2年度中(随時)	A	-	・本省内部部局と同様に、調達改善の取組を実施	A	【調達業務の合理化(共同調達・一括調達の推進)】(再掲) ・共同調達については、国土地理院等にて新たに配達の共同調達を導入し、その他の部局においても、品目・施設・設備の維持管理・保守等)の拡大を行い、本省及び地方支分部局等(43部局)にて実施した。 ・一括調達については、大阪管区気象台にて新たにトナーの一括調達を導入し、その他の部局においても、品目(書籍の購入、施設・設備の維持管理・保守等)の拡大を行い、本省及び地方支分部局等(56部局)にて実施した。	2年度中(随時)	【調達業務の合理化(共同調達・一括調達の推進)】(再掲) ・まとめて調達することで事務負担の軽減が図られ、また、調達数量が異なるため単純比較はできないものの、コストが削減されたものもあったが、年度によって予定数量や物価指數が異なるため単純比較が難しく、コスト削減効果の検証は容易ではない。	【調達業務の合理化(共同調達・一括調達の推進)】(再掲) ・引き続き、取組を実施するとともに、状況に応じて共同調達又は一括調達の拡大に向けた検討を行う。		
O		電力調達、ガス調達の改善 ※地方支分部局等の取組とともに掲載	・電力調達については平成28年度から、ガス調達については平成29年度から、それぞれ、順次、一般競争入札へ移行しているところであり、検討中の案件について、共同調達・一括調達の導入の検討や市場の状況を踏まえつつ、更なる移行を引き続き推進する。 ・電力・ガス調達における一般競争入札の導入状況・ノウハウ等をとりまとめ、本省・地方支分部局等との間で内容の共有を図る。	B	28年度	・一般競争入札案件の増加とともに、引き続き随意契約となつた全案件についての一括競争入札に移行できるよう、地域の事情等を考慮した上で、一般競争入札への移行可否の検討により、競争性の向上を目指す。	2年度中(随時)	B	28年度	〇本省会計課から各部局に対し、調達改善の推進に関する事務連絡を令和2年3月27日付けで発出し、以下の取組内容の周知徹底を図り、取組を実施した。 ・令和2年度に調達を行なう際には、可能な限り一般競争入札に移行できるよう、地域の事情等を考慮した上で、一般競争入札への移行可否の検討、一般競争入札への移行を行なうことを検討する。 ・特に、電力調達については、そもそも所在地域を対象とするガス供給業者が他にない場合もあり、引き続き、市場の新規参入状況を踏まえた一般競争入札への移行可否について検討を行うこと。 ・一般競争入札の導入状況・ノウハウ等について、本省及び各部局へ展開する。	A	・電力調達については、一般競争入札件数は439件(うち令和2年度に一般競争入札へ移行したケースもあり、取りまとめて一括発注する方針)である。 ・ガス調達については、一般競争入札件数は10件であった。 ・地理的要因や地域の小売り事業者の参入状況など、発注者側の要因以外の理由により一般競争入札へ移行できないケースもあり、検討についての検討を行なうこととした。	2年度中(随時)	・小規模な府舎等においては、一般競争入札を行なったものの応札者がなく不調となり、随意契約に移行したケースもあり、取りまとめて一括発注する方針を実施する。 ・特に、一般競争入札への移行可否を検討する場合においては、検討対象の件数が多い場合においては、検討の範囲を縮小する方針をとることもある。	・引き続き、取組を実施する。 ・特に、一般競争入札への移行可否を検討する場合においては、検討対象の件数が多い場合においては、検討の範囲を縮小する方針をとることもある。		

その他の取組

調達改善計画		令和2年度年度末自己評価結果(対象期間:令和2年4月1日～令和3年3月31日)			
具体的な取組内容	新規 継続 区分	特に効果があつた と判断した取組	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)		定性的
			定量的		
○随意契約の見直し ・引き続き、競争性のない随意契約を締結しようとする全案件について、契約手続に入る前に競争性のある契約への移行可否を改めて検討する等の取組を行い、その結果をホームページにおいて公表する。 ・競争性のある契約へ移行した事例に関する情報を省内で共有し、各調達部局の検討に資するようにする。	継続	-	・各部局において、競争性のない随意契約を締結しようとする全案件について、契約手続に入る前に競争性のある契約への移行可能性を検討し、競争性のない随意契約によらざるを得ない案件については、その理由とともに本省ホームページに一括して公表(本自己評価と同時に公表)。 ・前年度と比べて、件数は、165件の減少、金額は約986億円(173.6%)増加した。 ・次年度以降競争性のある契約に移行する予定のものは、29件、約2.9億円となった。	・競争性のある契約へ移行した事例について取りまとめて共有することにより、競争性のある契約への移行が図られた。	
○コピー経費等の節減 留め置きプリント、タブレット等を活用したペーパーレス会議、白黒・両面・2アップ印刷の活用等によりコピー経費等の節減に努める。また、部署毎の使用枚数の定期的な集計・インフラ掲載、コピー1枚当たりの費用の掲示等、コストの見える化に努める。	継続	○	・複数の部局において留め置きプリントを設置する等により、約1,147万枚分のコピー経費削減が図られた。 ・各種会議において、タブレットを活用したペーパーレス会議を実施したことにより、約930万枚分のコピー経費削減が図られた。	・白黒・両面・2アップ印刷の活用、使用枚数の定期的な集計や削減方法等のインフラ掲載等の見える化を実施し、経費削減の意識が高まるよう努めたことにより、コスト削減が図られた。 ・タブレット・プロジェクター等の使用によるペーパーレス会議の導入の推奨を行うことにより、事務の効率化、コスト削減が図られた。	
○少額な契約への対応 会計法令で予定価格が少額で随意契約が可能とされている場合についても、競争性を向上させる観点から、事務負担、地域性等に配慮しつつ、オープンカウンター方式を活用するなど競争参加機会を拡大させる。	継続		・オープンカウンター方式にて、6,914件、約21.8億円の契約を行った。	・新規業者の参入機会増加に伴う競争性の向上が認められるとともに、事務負担の軽減が図られた。	
○クレジットカード決済の活用 「会計業務の効率化に向けた改善計画(平成28年7月決定)」に基づく資金前渡官吏払いから支出官払いへの移行による業務効率化に資するよう、水道料金を中心にクレジットカード決済の活用を検討する。	継続		・8部局において、水道料金、電気料金等をクレジットカード決済による支出官払いに切り替えたことにより、支払件数の減少など事務処理の集約化による事務負担の軽減が図られた。		-
○内部監査の実施 引き続き、競争性のない随意契約に係る競争性のある契約への移行の可否、一者応札の解消への取組状況等の検討結果について、内部監査を重点的に実施するとともに、結果について各調達部局に周知し、取組の改善を促進する。	継続		-	・国土交通省における「令和2年度会計監査実施計画」において、競争性のある契約への移行の可否や一者応札の解消への取組状況等を重点監査事項に位置付けた。 ・新型コロナウィルス感染症拡大の影響を踏まえ各官署に対し書面により内部監査を実施	
○その他 ・人事評価における適切な評価(コスト意識や業務改善に留意した独自の目標設定が可能な場合の目標設定や、コスト意識や業務改善に向けた取組の適切な評価) ・調達改善に係る研修の実施(会計事務職員を対象とした研修の実施による職員のスキルアップ) ・調達情報の発信強化(府省共通調達総合情報システムと連携したメールマガジンの活用)	継続		-	・人事評価において、コスト意識を持った効率的な業務運営に向けてとられた行動等を適切に評価するよう、引き続き、インターネットにて周知を行い、省内におけるコスト削減意識の醸成が図られた。 ・引き続き、府省共通調達総合情報システムと連携したメールマガジンを配信し、調達情報発信の強化に取り組み、令和2年度においては、748名の新規登録があった。	

外部有識者からの意見聴取の実施状況
(対象期間:令和2年4月1日～令和3年3月31日)

外部有識者の氏名・役職【長谷川太一 公認会計士】 意見聴取日【令和3年7月5日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○令和2年度調達改善計画の自己評価結果について、 計画の内容に沿って ・令和2年度に取り組んだ内容 ・課題として考えられる事項 ・課題を踏まえた対応 についてご意見をいただいた。	○全体的に調達改善が推進されている。	○引き続き、調達改善の推進に努めていく。

外部有識者の氏名・役職【加藤一誠 慶應義塾大学 商学部 教授】 意見聴取日【令和3年7月6日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○令和2年度調達改善計画の自己評価結果について、 計画の内容に沿って ・令和2年度に取り組んだ内容 ・課題として考えられる事項 ・課題を踏まえた対応 についてご意見をいただいた。	○継続的な取り組みの効果が出ている。 ○受発注者の事務軽減については、政策担当者の事務軽減に直結するため、コロナ対応ではなく、恒久的な対応とし、さらなる軽減が図られることが望ましい。 ○新型コロナウイルスによる影響もあると考えられるが、コピー経費の節減がペーパーレス会議の開催によって大きく促進されたように見受けられる。	○ご意見を踏まえ、引き続き、コピー経費の節減や工事における受発注者の事務負担軽減の推進により、調達改善の効果が一層得られるよう努めていく。

外部有識者の氏名・役職【田島夏与 立教大学 経済学部 経済政策学科 教授】 意見聴取日【令和3年7月6日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○令和2年度調達改善計画の自己評価結果について、 計画の内容に沿って ・令和2年度に取り組んだ内容 ・課題として考えられる事項 ・課題を踏まえた対応 についてご意見をいただいた。	○全体的に調達改善が推進されている。	○引き続き、調達改善の推進に努めていく。

外部有識者からの意見聴取の実施状況
(対象期間:令和2年4月1日～令和3年3月31日)

外部有識者の氏名・役職【杉本茂 さくら綜合事務所 公認会計士】

意見聴取日【令和3年7月4日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>○令和2年度調達改善計画の自己評価結果について、計画の内容に沿って 　・令和2年度に取り組んだ内容 　・課題として考えられる事項 　・課題を踏まえた対応 　についてご意見をいただいた。</p>	<p>○調達業務の合理化に関して、成果を上げられている。 　○工事における総合評価・受発注者の事務負担軽減において、引き続き懇談会により論議を進めるのは、専門性を考えると合理的ではあるが、より広く知見を求める工夫もあってよいと考える。 　○コピー経費はペーパーレス化により、根本的に削減できる可能性もある。リモートワーク等のIT活用による働き方等の改善も含めて、今後とも進めて頂きたい。 　○一者応札の改善に向けた取組については、コスト削減効果を達成し、公共工事の品質及び扱い手の確保に尽力していることは理解できる。地方にある公共施設も含め、国民の安全上の観点からも、募集要領等について必要に応じて見直しを検討して頂きたい。</p>	<p>○ご意見を踏まえ、引き続き、工事における総合評価の改善やペーパーレス化への取組を推進し、特に一者応札については、原因分析や改善策を検討する。</p>

外部有識者の氏名・役職【林浩美 森・濱田松本法律事務所 弁護士】

意見聴取日【令和3年7月5日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>○令和2年度調達改善計画の自己評価結果について、計画の内容に沿って 　・令和2年度に取り組んだ内容 　・課題として考えられる事項 　・課題を踏まえた対応 　についてご意見をいただいた。</p>	<p>○調達改善計画は全体的に支障なく推進されている。 　○電力・ガス調達につき、一般競争入札案件の実施数が増加しており、評価できる。 　○随意契約の数が、上半期には災害時の緊急契約のための増加していたが、年度でみれば減少へと転じており、評価できる。 　○一社応札の改善におけるコスト削減効果は限定的。公告期間の短さ等の理由もあると見受けられる。引き続き改善に向けた取組が求められる。 　○オンライン会議が急速に普及した現況及び押印を要する書面の削減方針に照らして、更に取組みを進めて頂きたい。</p>	<p>○ご意見を踏まえ、一者応札の改善について、公告期間等に留意しつつ、引き続き改善に取り組む。</p>

外部有識者の氏名・役職【西川雅史 青山学院大学経済学部 教授】

意見聴取日【令和3年7月5日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
<p>○令和2年度調達改善計画の自己評価結果について、計画の内容に沿って 　・令和2年度に取り組んだ内容 　・課題として考えられる事項 　・課題を踏まえた対応 　についてご意見をいただいた。</p>	<p>○調達改善が推進されている。</p>	<p>○引き続き、調達改善の推進に努めていく。</p>